

質疑回答書

業務名：「川崎駅東口駅前広場における広告物社会実験」

資料名・ページ・項目等	質問
①募集要項 7 応募手続き (3)	参加申込書類の提出部数は何部ですか。
	回答
	参加申込書類は、1部御提出ください。
資料名・ページ・項目等	質問
②募集要項 10 その他 (1) 事業実施に向けた諸手続き等 イ ガイドライン p.6	公募要項では、広告塔の道路占用許可申請は御市が実施するとのことですが、社会実験期間中及び本格実施時の広告塔の道路占用料についても、御市が負担する認識でよいですか。 また社会実験期間中及び本格実施時の広告塔の屋外広告物許可申請手数料についても、御市が負担する認識でよいですか。
	回答
	道路占用料について、本社会実験は、地方公共団体が行う事業としているため、道路法第39条第1項に基づき、社会実験に係る道路占用料は徴収しないものとしております。また、本格導入時の道路占用料は、本格導入の可否を判断した上で、決定いたします。 屋外広告物許可手数料については、川崎市屋外広告物条例第3条に基づき、広告物の表示又は掲出物件を設置しようとする者が、許可を受けなければならない、第40条第1項に基づく許可の手数料も事業者が負担するものとします。